

働く女性応援ゴールド認証企業認証基準について

働く女性応援認証企業のうち、以下の基準を満たす企業をゴールド企業として認証する。

- (1) 認証を受けてから5年度目以上である。
 - ①管理職のうち女性管理職が1割以上いる。
 - ②女性管理職登用について数値目標を設定している。
 - ③男女ともに各種研修の参加（実施）をしている。
 - ④女性の配置がなかった又は少なかった部門（業務）に女性の配置が増えた。
 - ⑤非正規雇用労働者から正規雇用労働者へ転換する制度がある。
 - ⑥女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局への届出、公表、周知、情報公表を行っている。

- (2) 仕事と家庭が両立できる職場づくりとして掲げる以下の項目のうち、4項目以上の取り組みを行っている。※通常認証は2項目以上

- (3) 仕事と家庭が両立できる職場づくりとして掲げる以下の項目のうち、6項目以上の取り組みを行っている。※通常認証は3項目以上
 - ①育児休業を利用した職員がいる（過去3年以内）。
 - ②介護休業を利用した職員がいる（過去3年以内）。
 - ③育児・介護休業の利用者ができた場合、人の補充（パート・アルバイト、派遣労働者を含む）等の取組を行っている。
 - ④育児・介護休業者が職場に復帰しやすい取り組みをしている（情報提供、研修、原職復帰等）。
 - ⑤出産等で一旦退職した者の再雇用をする制度を導入している。
 - ⑥男性による育児・介護休業制度の促進をしている（男性の育児・介護休業制度の規定、支援制度等）。
 - ⑦仕事と家庭を両立できるような取り組みをしている（フレックスタイム、時差出勤、在宅勤務、事業所内保育施設の設置等）。
 - ⑧非正規社員（パート・アルバイト、派遣労働者）の育児・介護休暇制度を導入している。
 - ⑨時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる。
 - ⑩次世代法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局への届出、公表、周知をしている。